障害者虐待に関する調査結果について(令和2年度分)

厚生労働省による「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査」について、県分の調査結果がまとまりましたので公表します。

<宮城県の調査結果推移>

(単位:件)

類型	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
障害者福祉施設従事	相談・通報・届出	2 6	2 7	7 0	5 6
者等による虐待	虐待の事実有り	5	3	6	8

[※] 件数は、県及び市町村(仙台市含む)が対応した件数

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数

令和元年度	令和2年度	増減	
70件	56件	△14件(△20%)	

(2) 相談・通報・届出者

「被虐待者本人」、「当該施設・事業所元職員」がそれぞれ20.7%と多くなっている。

相談・通報者	人数	比率 (%)
被虐待者本人	1 2	20.7
家族・親族	3	5. 2
当該施設・事業所職員	6	10.4
当該施設・事業所設置者・管理者	7	12.1
相談支援専門員	8	13.8
当該施設・事業所サービス提供責任者	1	1. 7
他の施設・事業所職員	1	1. 7
当該市町村行政職員	2	3. 4
近隣住民・知人	1	1. 7
当該施設・事業所元職員	1 2	20.7
当該施設・事業所利用者	1	1. 7
運営適正化委員会	1	1. 7
その他	3	5. 2
合計	5 8	100.0

注) 1件の事例について複数人から相談・通報・届出があった場合は重複して計上。

(3) 県及び市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は8件であった。

種別	件数	比率 (%)	
虐待の事実が認められた事例	8	15.4	
虐待の事実が認められなかった事例	7	13.5	
虐待の事実の判断に至らなかった事例	2 6	50.0	
明らかに虐待はなく、事実確認調査不要等	1 1	21.1	
合計	5 2	100.0	

注) 1件の事例について複数の市町村が事実確認調査を行った場合は重複して計上。

(4) 虐待の状況(虐待の事実が認められ報告があった事例8件の内訳)

①虐待の種別

_	
身体的虐待	0件
性的虐待	4件
心理的虐待	3件
放棄・放置	2件
経済的虐待	0件
合 計	9件

②サービス種別

療養介護	1 件
自立訓練	1件
就労継続支援B型	3件
共同生活援助	2件
放課後等デイサービス	1件
合 計	8件

注) 1件の事例について複数の虐待種別があった場合は重複して計上。

③虐待を行った従事者の職種

サービス管理責任者	2人
看護職員	1 人
生活支援員	3人
職業指導員	2人
児童発達支援管 理責任者	1人
合 計	9人

④県及び市町村が障害者虐待に対して 取った措置

施設・事業所に対する指導 (施設・事業所からの改善計画 の提出)	8件
虐待を行った障害者福祉施設従 事者等への注意・指導	1件
報告徴収,質問,立入検査	1件
改善勧告	0件
指定の効力の全部又は一部停止	0件
合 計	10件

- 注) 不特定の従事者が虐待を行っていた事例が1件あるため、従事者の人数の合計が件数と一致しない。
- 注) 1件の事例に対して県及び市町村が同種の措置を複数回行った場合でも1件として計上。

2 本県における障害者虐待防止対策

(1) 宮城県障害者権利擁護センターの設置

使用者による虐待など障害者虐待に関する通報等に対応するため、宮城県障害者権利擁護センターを設置し、社会福祉士の資格を持つ職員を1名常勤で配置している。

(2) 障害福祉サービス事業者等集団指導での障害者虐待防止に関する講義の実施 障害者福祉施設の管理者・サービス管理責任者・従事者等を対象に、虐待防止 を始めとする権利擁護に関する講義を実施している。

参考

障害者虐待防止法のスキーム

養護者による虐待

【市町村の責務】相談等,居室確保,連携確保

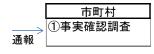
虐待発見

市町村
①事実確認
(立入調査等)
通報
②措置(一時保護,
後見審判請求)

障害者福祉施設従事者等による虐待

【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

虐待発見



都道府県又は政令市 ①監督権限等(※)の適切な行使 ②措置等の公表

※障害者総合支援法, 社会福祉法等に基づく権限。

使用者による障害者虐待

【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

報告

虐待発見



都道府県 (必要に応じ事実確認調査)

労働局

①監督権限等(※)の適切な行使 ②措置等の公表

※障害者雇用促進法, 労働基準法, 雇用均等法等に基づく権限。